

業務委託契約書（案）

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が自己の顧客である文部科学省（以下「丙」という。）のために乙に委託する業務について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （契約の目的）

1. 甲は、丙と締結した 2025 年 3 月 28 日付「委託契約書」（以下「原契約」という。）に基づき、甲が丙から受託した業務のうち次条に定める業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙は、本契約に定める契約事項に基づき、これを受託する。
2. 甲および乙は、本件業務が民法上の準委任条件で実施されるものであることを確認し、乙は、自らの専門的な知識および経験に基づき、法令を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって、本件業務を行う。

第2条 （本件業務）

甲が委託し、乙が受託する本件業務の範囲は別紙「仕様書」のとおりとする。ただし、何らかの事由によりその範囲の変更が必要な場合、双方協議および合意の上、書面により変更することができる。

第3条 （作業期間）

本件業務の作業期間は、2025 年 X 月 XX 日から 2026 年 1 月 30 日までとする。ただし、次の各号に該当する場合、甲および乙は協議の上、当該作業期間を延長することができる。

- ① 第 2 条ただし書により本件業務の範囲に追加または変更が生じた場合。
- ② 天災その他の不可抗力または乙の責めに帰さない事由によって、当該作業期間中に乙が本件業務の実施を完了させることが合理的に困難と認められる場合。

第4条 （乙の責任）

乙は、次の各号に掲げる事項につき責任を負う。

- ① 乙は甲から提供された情報、資料、機器等（以下総称して「資料等」という。）について、善良なる管理者の注意義務をもって使用、保管および管理を行うこと。
- ② 乙は、甲から提供された資料等を本件業務以外の用途に使用してはならないこと。
- ③ 本件業務の完了または本契約終了などの事由により、甲から乙に提供された資料等が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なく、これらを甲に返還するか、または甲の指示に従い廃棄等の処置を行うこと。ただし、乙は、第 23 条および第 24 条に定める義務を遵守することを条件として、法令等に基づき乙に保存義務が課せられる文書を保存できる。
- ④ 乙は本契約別紙に定める、独立性規則、腐敗行為防止および情報セキュリティにかかる定めを遵守するものとする。なお、本契約別紙の定めはこれらを遵守する範囲において本契約各条の定め優先して適用されるものとする。

第5条 （再委託）

1. 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。
2. 乙は、本件業務の一部を第三者に委託しようとする場合は、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。

第6条 （業務責任者および作業従事者）

1. 甲および乙は、本契約締結後すみやかに、本件業務の処理状況に関する的確な連絡および確認を行うため、各自の業務責任者を相手方に対し書面または電子メールで通知する。業務責任者を変更する場合もまた、同様とする。
2. 本件業務に従事する乙の従業員（以下「作業従事者」という。）の選定および交代は、乙がこれを行う。
3. 乙は、労働法規その他の関係法令に基づき、作業従事者に対する雇用主としての労務管理および安全衛生その他一切の義務を負い、本件業務に関連して必要となる作業従事者に対する一切の指揮命令を行う。

4. 甲および乙は本件業務に関し、甲と乙との間に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）」に規定される派遣元と派遣先としてのいかなる関係も存在しないことを確認する。

第7条 （報告および本件業務の終了）

1. 乙は、甲の請求があるときは、口頭または書面により、本件業務の処理の状況を適宜報告する。
2. 本件業務の遂行に支障を生じるおそれのある事故の発生を甲または乙が知った場合、かかる当事者は、その事故の帰責の如何にかかわらず、その旨をただちに相手方に報告し、すみやかに応急措置を行わなければならない。
3. 前項に基づき報告および応急措置を行う義務を負う当事者は、当該応急措置を行った後遅滞なく、相手方に対して報告し、今後の対応方針について相手方と協議する。
4. 乙は、本件業務が完了したときは遅滞なく、その経過および結果を甲に対して報告し、合わせて本件業務に提出物の提出が含まれる場合には別紙「仕様書」に定める提出物を提出する。なお、その報告および提出物の提出の方法および期日は、甲乙間で別途定める。
5. 甲が前項による報告を受けた後、甲が本件業務終了を確認した旨を乙に通知した時点、または甲が異議を述べず 5 営業日経過した時点のいずれか早く到来する時点で、本件業務終了が確認されたものとする。ただし、甲が乙に対し当該期間内に異議を述べた場合、本件業務の取扱いについては甲乙協議のうえ決定する。

第8条 （業務委託料および支払方法）

1. 甲は、本件業務の対価として、金 XX,XXX,XXX 円（消費税および地方消費税（以下合わせて「消費税等」という。）を除く。）を上限とする業務委託料を乙に支払う。
2. 甲は、乙より提出される報告書その他乙による本件業務の遂行状況にかかる報告の内容の審査および必要に応じて現地調査により、本件業務の実施に要した経費の証ひょうまたは帳簿等の調査を実施の上支払うべき金額を確定し、これを乙に通知しなければならない。ただし、確定後の金額は、第 1 項に定める業務委託料の上限を超えないものとする。
3. 第 1 項の業務委託料については、甲は次表に定める支払条件に従い、消費税等を加えた額を乙の指定銀行口座に現金振込みにて支払日までに支払う。

業務委託料 （消費税等を除く）	請求日	支払日
XX,XXX,XXX,円	2026/2/27	2026/3/13

* 本取引が下請代金支払遅延等防止法の適用がある取引に該当する場合は下請代金支払遅延等防止法に基づく支払条件となります。

第9条 （提出物の所有権および知的財産権）

1. 乙が別紙「仕様書」の「3.業務委託内容」の記載に従い甲に提出する報告書、成果物を含む提出物（以下「提出物」という。）の所有権は、甲より乙へ本契約に係る業務委託料が完済されたときに、甲へ移転する。
2. 第 12 条第 1 項の規定に拘わらず、提出物に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。以下同じ。）は、乙または第三者が従前から保有していた著作権を除き、本契約に係る業務委託料が完済されることを条件に甲に帰属する。
3. 甲は、前項により乙に著作権が留保された著作物につき、提出物を甲および丙が利用するために必要な範囲で複製、翻案することができるものとし、乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。

第10条 （コンテンツの定義）

本契約において「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

第11条 （知的財産権の範囲）

1. 本契約において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - ① 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法

に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

- ② 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利を含む）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
- ③ 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知らされていないものであって、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「特定情報」という。）に関して不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）上保護される利益に係る権利
- 2. 本契約において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びに特定情報については案出をいう。
- 3. 本契約において、「知的財産権の実施」とは、特許法第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法第 2 条第 3 項に定める行為、商標法第 2 条第 3 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に定める行為、種苗法第 2 条第 5 項に定める行為、著作権法第 2 条第 1 項第 7 の 2 号、第 9 の 5 号、第 11 号にいう翻案、第 15 号、第 16 号、第 17 号、第 18 号及び第 19 号に定める行為並びに特定情報の使用及び開示をいう。

第12条 （知的財産権の帰属）

- 1. 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書（コンテンツ）で甲に届け出た場合、本件業務において制作したコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。
 - ① 乙は、本件業務において制作したコンテンツに係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第 14 条の規定に基づいて、その種類その他の情報を甲に報告する。
 - ② 乙は、甲及び丙が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を甲及び丙に許諾する。
 - ③ 乙は、当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲又は丙が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。
 - ④ 乙は、甲及び丙以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - イ) 子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第 4 号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ) 承認 T L O（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定 T L O（同法第 11 条第 1 項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ) 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2. 甲は、乙が前項で規定する確認書（コンテンツ）を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
3. 乙は、第 1 項の確認書（コンテンツ）を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

第13条 （成果の利用行為）

1. 乙は、前条第 1 項の規定にかかわらず、本件業務により納入された著作物に係る著作権について、甲又は丙による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲又は丙が実施する権利及び甲又は丙が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
2. 乙は、甲、丙及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外のものであるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
3. 乙は、本件業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本件業務による成果である旨を明示するものとする。

第14条 （国等による無償の実施）

甲又は甲が指定する第三者は、前条第 1 項の規定にかかわらず、本契約の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で本件業務に係るコンテンツに係る知的財産権を実施することができる。

第15条 （知的財産権の報告）

1. 乙は、本件業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から 60 日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
2. 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託に係る成果の出願である旨を記載しなければならない。
3. 乙は、第 1 項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 60 日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
4. 乙は、本件業務に係る著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から 60 日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
5. 乙は、本件業務に係るコンテンツを自ら利用したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、コンテンツ利用届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
6. 乙は、本件業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
7. 乙は本件業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲又は丙の求めに応じて自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

第16条 （知的財産権の移転）

1. 乙は、本件業務に係る知的財産権を甲及び丙以外の第三者に移転する場合には、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
2. 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第 12 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
3. 乙は、第 1 項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

第17条 （知的財産権の実施許諾）

1. 乙は、本件業務に係る知的財産権について甲及び丙以外の第三者に実施を許諾する場合には、第 12 条、第 14 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
2. 乙は、本件業務の成果に係る知的財産権に関し、甲及び丙以外の第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利の許諾を行う場合には、当該許諾を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第 12

条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3. 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

第18条 （知的財産権の放棄）

乙は、本件業務に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

第19条 （特定情報の指定）

甲及び乙は、協議の上、本件業務に係るコンテンツに関する特定情報に該当するものについて、速やかに指定するものとする。

第20条 （知的財産権の管理）

1. 乙は、第12条第2項に該当する場合、本件業務に係るコンテンツの制作について、次の各号に掲げる手続を甲の名義により行うものとする。次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。
 - ① 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
 - ② 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
2. 甲は、前項の場合において本業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

第21条 （職務発明規程の整備等）

乙は、従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が本件業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、この契約の締結後速やかにその発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを本件業務に適用できる場合は、この限りではない。

第22条 （知的財産権の使用）

乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

第23条 （秘密保持）

1. 甲または乙（以下本条において「受領者」という。）は、本件業務に関連して相手方（以下本条において「開示者」という。）から受領した情報（甲または乙が丙から受領した情報を含む。以下「秘密情報」という。）の秘密を保持し、事前の開示者の書面による承諾なく、第三者（甲が受領者の場合は丙を除く。）に開示または漏洩してはならない。また、受領者は秘密情報を本件業務以外のために使用してはならない。なお、開示者は、秘密情報を受領者に開示する場合には、開示時点で秘密である旨を受領者に対し表明するものとする。
2. 次の各号に掲げる情報は、秘密情報には含まれない。
 - ① 受領者が受領した時点で、既に公知であった情報
 - ② 受領者の責めによらないで公知となった情報
 - ③ 受領者が第三者から適法に入手した情報
 - ④ 本契約に違反することなく受領者が既に保有していた情報
 - ⑤ 本契約に違反することなく、または本契約とは無関係に、独自の営業上のノウハウに基づいて、受領者が独自に入手または開発した情報
3. 受領者は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自の役員および従業員に限り開示することができるものとし、本契約に基づき受領者が負う秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員および従業員に課す。

4. 第1項および第3項の定めにかかわらず、法令または司法もしくは行政当局の命令等により開示が義務付けられた場合において、受領者が当該法令または命令等に従って秘密情報を開示する場合には秘密情報を開示できるものとする。ただし、この場合、受領者は可能な限り開示者に事前の通知を行うものとし、事前の通知が困難な場合には、すみやかに事後通知を行うものとする。
5. 秘密情報の返却等については第4条第③号を準用する。
6. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条に優先して適用される。
7. 本条の規定は、本契約終了後においてもなお存続する。

第24条 （個人情報の取扱い）

1. 乙は、甲から提供される甲または丙の個人情報（以下「当該個人情報」という。公知または非公知の別を問わない。）を、漏えい、盗用、改ざんしてはならず、かつ本契約の目的以外に利用せず、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法律」という。）等に従って適正に取扱うものとする。また、乙は、当該個人情報を秘密情報に準じて取扱い、かつ善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 乙は、甲の書面による同意がない限り、当該個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。また、甲の同意を得てかかる再委託を行う場合、乙は、当該個人情報の再委託先における安全管理状況について、当該再委託先を法律等に従って適切に監督しなければならない。
3. 乙は、甲から求めがあった場合、当該個人情報の管理状況について甲に報告しなければならない。また、甲は、当該個人情報の取扱いの委託につき、法律の定めにより委託先に対する監督を行う必要があると認めるときは、当該個人情報の管理状況について監督するため、必要な調査を行うことができるものとする。
4. 乙は、本条に違反する事態が発生し、または発生するおそれのあることを知った場合には、すみやかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
5. 本条の規定は、本契約終了後もなお存続する。

第25条 （権利譲渡の禁止）

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約に関連して生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引受させ若しくは担保に供してはならない。

第26条 （損害賠償）

1. 甲または乙は、本契約の履行に関して、相手方の責めによる事由で現実には損害を被った場合、相手方に対して損害賠償の請求ができる。
2. 本条の規定は、本契約終了後もなお存続する。

第27条 （契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方に次の各号に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なく、ただちに本契約を将来に向かって解除することができる。
 - ① 重大な過失または背信的な行為があった場合
 - ② 所轄官庁等から営業許可の取消または停止等の処分を受けた場合
 - ③ 競売、仮差押、仮処分、保全差押もしくは強制執行の申立を受けた場合
 - ④ 支払い停止の状態になった場合、または電子交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ⑤ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - ⑥ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑦ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 甲または乙は、相手方の債務不履行が相当期間を定めて行った催告後においても是正されない場合、本契約を将来に向かって解除することができる。

第28条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、相手方に対し、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に

該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約の有効期間にわたって該当しないことを確約する。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約する。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 甲または乙は、相手方が、前二項の表明および確約に違反した場合には、何らの催告をすることなく、本契約を直ちに解除することができる。この場合において、当該解除をした者は、その相手方に対して損害を賠償することは要さない。また、当該解除をされた者は、かかる解除による損害が生じたときは、その相手方に対してすべての損害を賠償するものとする。
4. 甲および乙は、本契約に基づく取引に関し、暴力団員等から不当な介入を受けたときは、直ちにその旨を相手方に報告する

第29条 （本契約内容の変更）

本契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

第30条 （契約期間）

本契約は、2025年X月XX日に発効し、第27条第1項もしくは第2項または第28条第3項に基づいて解除されない限り、第8条の業務委託料が完済された時点で期間満了により終了する。ただし、本契約において、本契約終了後も効力が存続する定めのある条項は、その定めに従い本契約終了後も有効に存続する。

第31条 （完全合意）

本契約は、前条に定める本契約の効力発生日時点における本件業務に係る甲と乙の合意事項のすべてを示すものであり、それらにおいて特に明示されていない提案、取決め、および合意等については、両当事者を拘束しないものとする。他の書面において、本契約と矛盾する事項がある場合、特段の修正を本契約に加えない限り、本契約が優先する。

第32条 （準拠法、合意管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、同法に従って解釈される。
2. 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに甲乙は合意する。
3. 本条の規定は、本契約終了後もなお存続する。

第33条 （協議）

本契約に定めのない事項または疑義の生じた事項については、甲乙双方は、信義誠実の原則に基づいて協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙各自記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 X 月 XX 日

(甲)	所	在	地	東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号
				丸の内二重橋ビルディング
	商		号	デロイト トーマツ コンサルティング合同会社
	代表者氏名・印			代表社員 神山 友佑

(乙)	所	在	地	
	商		号	
	代表者氏名・印			

【別紙】

仕様書

1.件名

認定日本語教育機関等と連携機関の取組に関する業務

2.目的

デロイトトーマツコンサルティング合同会社（以下「甲」という。）が文部科学省より受託し実施する「認定日本語教育機関等の活用促進事業に関する業務」において、認定日本語教育機関活用促進事業の委託要項に記載されている「認定日本語教育機関等と連携機関の取組」を実施する。

3.業務委託内容

- 1) 連携先の投資を促す好循環モデルの体制構築に係る業務
- 2) 連携先の投資を促す新しい取組に係る業務
- 3) 上記の業務に関する報告書、成果物を含む提出物（以下「提出物」という。）の作成と提出

4.実施期間

委託契約締結日から 2026 年 1 月 30 日まで

5.納品物

提出物 電子媒体一式

6.納品期日

2026 年 1 月 30 日

7.納品方法

甲の指定するメールアドレスに電子媒体一式を送付すること。

8.その他

- ・ 本件業務の実施に際して、仕様書に定める以外の事項等については、協議のうえ、合意した事項については対応すること。

以上

様式第 1（移転承認申請書）

移転承認申請書

2025年〇月〇日

デロイトトーマツコンサルティング合同会社
代表社員 神山 友佑 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名 印

デロイトトーマツコンサルティング合同会社（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とで締結した2025年X月XX日付「委託契約書」に基づき、甲が文部科学省から受託した業務のうち、連携先の投資を促す好循環モデルの体制構築及び連携先の投資を促す新しい取組に係る知的財産権について、下記のとおり移転したいので、契約書第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1．移転しようとする知的財産権

知的財産権の種類（※1） 及び番号（※2）	知的財産権の名称（※3）

2．移転先

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

3．承認を受ける理由（※4）

（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

- （1）移転先（移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
- （2）移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため
- （3）その他

(記載要領)

(※1) 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、商標権、育成者権、著作権、ノウハウ、特定情報のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(※2) 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウ又は特定情報については、管理番号(管理番号を付していない場合)を記載する。

(※3) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商用権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を、ノウハウについては、ノウハウの名称を、特定情報については、特定情報の名称を記載する。

(※4) 具体的な理由を、以下の要領に従って記載すること。

①理由が(1)の場合

国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる場合は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績等

②理由が(2)の場合

海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績等

さらに、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ(国際分業戦略等)
- ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み等

③理由が(3)の場合

当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

様式第 2（移転通知書）

移転通知書

2025年〇月〇日

デロイトトーマツコンサルティング合同会社
代表社員 神山 友佑 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名 印

デロイトトーマツコンサルティング合同会社（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とで締結した2025年X月XX日付「委託契約書」に基づき、甲が文部科学省から受託した業務のうち、連携先の投資を促す好循環モデルの体制構築及び連携先の投資を促す新しい取組の成果に係る知的財産権について、契約書第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1．移転した知的財産権

知的財産権の種類（※1）	知的財産権の名称（※3）

2．移転先
(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)

- 3．通知の理由（以下のいずれかを選択する。）
- (1) 契約書第 14 条第 2 項の規定に基づき、甲の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）
 - (2) 以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択）
 - イ 子会社又は親会社への移転であるため
 - ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への移転であるため
 - ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
 - ニ 合併又は分割による移転であるため

4．誓約事項
当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第 9 条から第 20 条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

別紙

監査人の独立性規則、腐敗行為防止、情報セキュリティに関する取扱いにかかる別紙

本別紙は本契約の取扱いについて定めるものとする。

(1) 監査人の独立性規則に基づく本契約の取扱いについて（法人の場合）

1. 乙は、本契約の締結に先立ち、自社の株主（社員）等の状況（会社の場合）、または自己の役員等の状況（会社以外の法人の場合）に関する情報を甲に対し別紙 1（会社の場合）または別紙 2（会社以外の法人の場合）により通知するものとする。ただし、乙が上場企業、政府機関または地方公共団体の場合、通知を省略できるものとする。
2. 乙は、本契約の期間中に生じた自社の株主（社員）等の状況（会社の場合）、または自己の役員等の状況（会社以外の法人の場合）に関する情報の変更又は変更の可能性を認識したときは、可能な限り速やかに甲に別紙 1（会社の場合）または別紙 2（会社以外の法人の場合）により変更内容を通知するものとする。
3. 甲が乙に対し、「独立性の方針」への違反によって、甲及び有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク（日本公認会計士協会倫理規則の定義による。）内のネットワーク・ファーム（日本公認会計士協会倫理規則の定義による。）の独立性を毀損する結果をもたらす状況（株主（社員）等の状況、または自己の役員等の状況の変更又は外部監査人の交代を含むが、これに限らない）を認識した旨通知した場合、甲は適用される独立性の要求事項に従い本契約を将来に向かって解除することができるものとする。
4. 本項に規定する「独立性の方針」とは、甲及び有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク内のネットワーク・ファームが監査又は保証業務を実施するにあたり求められる、独立性にかかわる公認会計士法等の法令及び日本公認会計士協会倫理規則等並びに各国の相当する法令、規則等をいう。

(2) 監査人の独立性規則に基づく本契約の取扱いについて（個人事業主の場合）

1. 乙は、本契約の締結に先立ち、自らが有する役員又は取締役としての全ての地位、自己と雇用関係にある事業体及び業務上、対外的に所属を公表している事業体又は団体、組織並びに重要な影響力を有する実質株主である事業体に関する情報を甲に対し別紙 3 により通知するものとする。
2. 乙は、本契約の期間中に生じた新たな役員若しくは取締役への選任、又は雇用関係若しくは事業体、団体、若しくは組織への所属の一切について、当該選任若しくは所属の申入れを受諾する又は雇用契約を締結する少なくとも 14 日前までに、別紙 3 により甲に通知するものとする。
3. 乙は、本契約の期間中に生じた新たな重要な影響力を有する投資について、当該投資を行う少なくとも 14 日前までに、別紙 3 により甲に通知するものとする。
4. 甲が乙に対し、前三項に定める役員若しくは取締役への選任、雇用関係若しくは事業体、団体、若しくは組織への所属又は重要な影響力を有する投資が、「独立性の方針」に違反することを認識した旨通知した場合、甲は適用される独立性の要求事項に従い本契約を将来に向かって解除することができるものとする。
5. 本契約の期間中に乙が甲の顧客に対し専門サービスを提供する場合、乙は、甲の事前の了解なしに、自己並びに自己の配偶者（配偶者と同等の者を含む。）及び扶養家族が当該甲の顧客との間で金銭的利益（日本公認会計士協会倫理規則の定義による。）を有さないことを保証する。
6. 本項に規定する「独立性の方針」とは、甲及び有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク内のネットワーク・ファームが監査又は保証業務を実施するにあたり求められる、独立性にかかわる公認会計士法等の法令及び日本公認会計士協会倫理規則等並びに各国の相当する法令、規則等をいう。

(3) その他の本契約の履行条件について

1. 乙は、添付 1 に定める腐敗行為防止法令の遵守について表明、保証および同意する。
2. 乙は、添付 2 に定める本契約におけるセキュリティ遵守にかかる定めについて誓約する。
3. 乙は、添付 3 に定める本契約の履行時における遵守事項について説明を受け、内容を理解し遵守を承諾する。

以上

(添付1)

腐敗行為防止法令の遵守について

乙は、以下について表明、保証及び同意する。

1. 乙が、米国海外腐敗行為防止法 (The Foreign Corrupt Practices Act of 1977)、英国贈収賄防止法 (Bribery Act 2010) 及び日本の刑法及び不正競争防止法並びに乙がその事業の全部又は一部を行う国・地域における腐敗防止法を含む、乙に適用される可能性のある腐敗行為又は贈収賄の防止に関するすべての法令、基準及び規制等 (以下「腐敗行為防止法令」と総称する。) に違反した事実が過去にないこと。
2. 乙並びにその代理人たる全ての自然人及び法人が、①一般的に、腐敗行為防止法令は、国内外の公務員 (法令によって公務員とみなされる者を含む)、政党関係者、政治家候補その他の腐敗防止法令により賄賂等の供与が禁止されている者 (以下、「公務員」と総称する。) に対して不当に影響を与えることを目的として、現金、接待、景品類、その他の金銭的又は非金銭的な物・サービスを提供すること (ファシリテーション・ペイメントと称される支払 (すなわち、慣例的に行われている行政サービス円滑化のための公務員への金銭又は物品の提供) を含み、以下「賄賂等」と総称する。) を禁止するものであることを理解し、②本契約に関して、腐敗行為防止法令を遵守し、かつ遵守し続けること。
3. 乙は、本契約に関する業務を行うに際して、公務員以外の私人に対してであっても、商慣習上不相当な接待、景品類の提供、その他賄賂等の供与、又はその申込若しくは約束を行わないこと。
4. 乙は、その関係する役員、職員、業務委託先及び代理人が、本条第二号及び第三号に定める義務を理解し遵守していることを保証すること。
5. 乙は、甲を代理して行為しないこと、また、甲の代理人、代表者又はその他の立場で公務員と折衝しないこと。
6. 乙は、本条に違反する事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合には、速やかに甲に通知すること。
7. 甲は、①乙が本条各号に違反した場合、又は②乙若しくは乙の代理人による腐敗行為防止法令の潜在的な違反に関して政府機関等からの問い合わせ若しくは調査が生じた場合には、(i) 他の権利や法的救済に加えて何らの催告をすることなく乙への書面による通知により本契約を直ちに解除し、また、(ii) 乙に対する支払いを留保することができること。
8. 甲は、乙による本条各号の違反の疑いがある場合、乙が前各号に定めるすべての義務を遵守していることを確認する権利を有すること。また、乙がその確認に協力すること (甲が要求するすべての当該違反に関連する資料、会計帳簿及び記録その他の情報を甲に提供することを含むがこれらに限らない。))。

以上

(添付2)

セキュリティ遵守に関する誓約事項

乙は、以下について誓約する。

第1条 (秘密情報)

1. 本書において「秘密情報」とは、本件業務の履行に際して甲から乙に開示若しくは提供され、又は乙の知るところとなった情報のうち、次項各号のいずれにも該当しないものを意味する。この情報は、印刷物、磁気テープ、ディスクその他の電磁的もしくは光学式記録媒体を含めどのような媒体に記録されているかを問わず、また、口頭、画像、映像その他どのような方法で表現されているかを問わない。
2. 以下各号のいずれかに該当することを乙が合理的に立証できる情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - ① 乙が知得した時点で公知であった情報。
 - ② 乙が知得した後に、乙の責めによらないで公知となった情報。
 - ③ 乙が知得した時点で、本書に違反することなく、既に適法に保有していた情報。
 - ④ 乙が、当該情報に関して甲に対する秘密保持義務を負っていない第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
 - ⑤ 乙が、本書に違反することなく、独自に開発又は入手した情報。
 - ⑥ 乙が、甲から、秘密情報として取り扱わなくてよい旨の書面による承諾を得た情報。

第2条 (秘密情報の保持及び管理)

1. 乙は、知得した秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理、使用及び保管するものとする。
2. 乙は、甲の事前の書面による承認を得ることなく、秘密情報の複製、複製、改変等の行為を行わない。
3. 乙が特定の秘密情報を必要とする合理的理由が消滅した場合、又は当該秘密情報の乙による取扱いが終了した場合、乙は、秘密情報を含む資料 (その全てのコピー、テープ、記録等を含め、甲が乙に提供したものであるか乙が作成したものであるかを問わない。) については、自己の費用負担で速やかに甲に返却するものとする。また、甲から秘密情報の破棄、抹消等を求められた場合、乙はその指示に従うものとする。
4. 乙は、本件業務の履行にあたり、秘密情報の保管・管理・運用に変更が生じる場合、事前に甲へ報告のうえ、甲の指示があるときには、適切に対応・対策を講じるものとする。
5. 前4項にかかわらず、乙が日本の法令の規定に基づき裁判所又は

行政機関に対して秘密情報を開示する義務を負った場合、開示対象の範囲を必要最小限に留めるとともに、それが甲の秘密情報である旨を明示的に伝えたくてこれを開示することができる。但し、この場合、法令の規定で禁止されていない限り、実際に当該秘密情報を開示する前に、開示予定秘密情報の範囲を甲に通知するものとする。なお、本項に従って限定的に開示された秘密情報は、その後も前条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合を除き、依然として秘密情報として本書の適用を受けるものとする。

第3条 (安全管理措置)

1. 乙は、甲の定めるセキュリティに関する方針、規程、管理ルール、ガイドライン及び手順 (以下「情報セキュリティポリシー」という。) を十分に理解し、情報セキュリティポリシーに反する行為を行わないものとする。
2. 乙は、秘密情報を本件業務を履行するためにのみ使用するものとし、かつ、本件業務を履行するために知る必要のある最小限度の自己の役員、従業員、派遣社員、本件業務に係る再委託先及びその役員並びに従業員等 (以下「従業員等」という。) に対してのみ、これを開示することができる。この場合、乙は、秘密情報を知得した従業員等に対し、乙と同様の秘密保持義務を課するものとする。
3. 乙は、本書に基づく自らの義務と同等の義務を従業員等に課するとともに、本書及び情報セキュリティポリシーの内容を従業員等に周知徹底するものとする。
4. 乙は、従業員等の採用時、適用される法規制、甲の規程及び一般の慣習に則した範囲・方法で、身元確認調査 (過去の職歴/履歴書の確認、提示された学歴及び資格・専門技能の公的証明書による確認といったより詳細な確認) を適切に実施するものとする。
5. 乙は、本件業務の履行に際して甲の事務所施設等を利用する場合は、①甲の事務所施設等における入退室ルールに反する行為、②事前に許可された場所以外への立ち入り、③その他甲の定める事務所及び施設等の秩序維持に関する規程・管理ルール等に反する行為を行わない。
6. 乙は、本件業務の履行に際して甲の機器、設備及び備品等を使用する場合は、①本件業務の履行目的以外への使用又は流用 (本件業務に従事する従業員等に変更があった際に、甲の事前の承諾を得ずに他の従業員等へ貸与又は流用することを含む)、②その他甲

の定める機械、設備及び備品等の取扱いに関する規程・管理ルール等に反する行為を行わない。

7. 本件業務の履行にあたり PC の利用が必要となる場合は、以下のとおりとする。
 - ① 甲から PC (甲 VM を含む。) の貸与を受けて本件業務を行う場合、甲の定める情報セキュリティポリシーに従って利用する。
 - ② 甲の顧客から PC の貸与を受けて本件業務を行う場合、甲の顧客の指示に従って利用する。
 - ③ 乙又は乙の従業員等が個人で所有する PC を利用して本件業務を行う場合、利用する PC には甲が指定するレベルのセキュリティ対策を行う。

第4条 (検査及び報告)

1. 甲は、事前に乙に通知しその同意を得た日時に、本件業務に関連する乙の作業場所、その他秘密情報を取り扱い、又は保管している場所に立ち入り、秘密情報の管理状況を検査することができる。また、それらに関し、甲が乙に報告を求めたときは、乙は速やかに所要事項を報告するものとする。
2. 甲から PC (甲 VM を含む。) の貸与を受けて本件業務を行う場合、甲は、乙の従業員等が利用する甲 PC の操作を記録し、操作内容の確認を実施することができる。また、乙の従業員等による甲 PC の不正な操作が確認された場合は、乙は甲による当該不正な操作に関する調査に協力する。さらに当該調査のために甲が必要とする場合、甲から事前に通知をうけた上で、本件業務に利用する端末を甲へ提供し、甲による調査 (端末内の環境・情報に関する閲覧等) に応じるものとする。

第5条 (損害賠償)

1. 乙は、乙又は乙の従業員等が本書に定める義務に違反したことに起因して甲が損害を被った場合、その違反行為と相当因果関係のある損害について、その損害を賠償するものとする。
2. 甲は、乙の本書に定める義務の違反及びその懸念に対する救済として、必要と認めるその他の合理的な措置を請求することができる。

第6条 (個人情報の扱い)

乙は、本件業務に関連する個人情報については個人情報の保護に関して適用される法令を遵守するとともに、それが秘密情報である場合には本書も合わせて遵守するものとする。但し、本件業務により乙が個人情報の取扱い委託を受ける場合は、その条件について甲と別途合意する。

第7条 (情報セキュリティに関する事故発生時の対応)

1. 乙は、乙又は乙の従業員等において情報セキュリティポリシーに反する行為若しくはそれに反するおそれのある行為があった場合、又は情報セキュリティに関する事故が発生し、若しくは発生したおそれがある場合、直ちにその旨を甲へ報告のうえ、甲の指示に従った対応を行うものとする。
2. 前項に定める報告事由が個人情報にかかっているものである場合において、乙は、前項の対応に加えて、甲において個人情報にかかっている本人への通知、個人情報保護委員会等への報告その他の対応を行うにあたって必要となる調査に真摯に協力するものとする。

第8条 (有効期間)

本書は、本書締結日から (ただし、本件業務の予備的交渉等により乙が本書締結以前に秘密情報を知得していた場合、甲及び乙が別途確認した当該知得時に遡して) 発効し、本件業務が完全に終了した後も効力を有するものとする。

第9条 (合意管轄裁判所)

本書に関し、甲及び乙の間で紛争が生じ、いずれかの当事者が訴訟を提起する場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第10条 (準拠法)

本書は、日本法を準拠法とし、同法に従って解釈される。

第11条 (協議事項)

本書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲及び乙の間で協議し、円満に解決を図るものとする。

以上

(添付3)

情報セキュリティポリシー（要約版）

乙は、以下について説明を受け、内容を理解し遵守を承諾する。

本書は、デロイト トーマツ グループ（以下「当グループ」といいます。）の情報セキュリティ及び個人情報の取扱いを中心に各種規程、管理ルールから、当グループの業務に従事する方々（ベンダー及び個人を含み、以下「貴社等」といいます。）に遵守いただきたい情報セキュリティポリシーを要約したものとします（ただし、当グループの業務で該当しない箇所は適用されません。）貴社等に本書を配布する等し、内容を周知いただきますようお願い致します。

なお、本書は情報セキュリティポリシーを要約したものであって、貴社等には、当グループの情報セキュリティ及び個人情報の取扱い等に関する各種規程、管理ルール、その他当グループが遵守を要求する事項を遵守いただきます。また、本書は当グループのセキュリティポリシーの改定に伴い見直されることがあり、その場合には、改定後のセキュリティ基準を遵守いただきます（改定内容は皆様にご連絡いたします）。

■ 組織的安全管理措置

- 業務上の情報は、個人情報、極秘情報、機密情報又は公開情報の区分に応じて取り扱ってください。
- 個人情報、極秘情報及び機密情報（以下「公開情報以外の情報」といいます。）や当グループから貸与されたPC（以下「貸与PC」といいます。）及び携帯情報端末、スマートフォン、タブレット並びに外付けHDD、USBメモリ等のリムーバブルメディア（以下「貸与PC等」といいます。）、電子メール等の情報システムは業務目的以外で利用しないでください。

区分	個人情報	極秘情報	機密情報	公開情報
入手・作成時	➤ 業務上必要最小限の範囲で情報を取得してください。 ➤ 入手又は作成した情報の管理区分が分かるよう、ラベリングしてください。			
利用時	➤ 取得目的と異なる目的で情報を利用しないでください。 ➤ 複製又は複写する場合には、事前に情報管理責任者の承認を得てください。			➤ 取得目的と異なる目的で情報を利用しないでください。
移送時	➤ 電子データは、電子メール又は Deloitte OnLine SharePoint を用いて移送してください。Deloitte OnLine SharePoint 以外のオンラインストレージを用いて情報を移送しないでください。 ➤ 移送する情報の管理区分、内容、その他の性質を考慮し、パスワードの設定やプロテクト便の利用等、適切な安全管理措置を講じてください。			
保管時	➤ 電子データは、貸与 PC 又はアクセス制限が行われている当グループの情報システム（共有フォルダや Deloitte OnLine SharePoint 等）に保存してください。 ➤ 貴社等の所有する PC（以下「貴社等所有 PC」といいます。）を用いて業務を行う場合、業務遂行に必要な限度で電子データを保管し、業務終了時は貴社等所有 PC から当該電子データを削除してください。			
	➤ 物理媒体は、アクセス制限されているキャビネットに保管し、常時施錠してください。		➤ 物理媒体は、鍵などでアクセス制限されているキャビネットに保管してください。	
開示・提供時	➤ 情報を第三者に開示・提供しないでください。			
廃棄時	➤ 当グループの情報システム内に保存されている不要な情報、保存期間を超えた情報を削除してください。 ➤ 物理媒体は、再読不能となるようシュレッダー、溶解等により廃棄してください。			

- 契約終了時に当グループの情報資産をすべて返却してください。
- 第三者のいかなる知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウその他の営業秘密）を侵害しないでください。

■ 技術的安全管理措置（当グループから貸与されたPCを利用する場合）

- 当グループの契約所管部門、情報システム部門等の承認なく、貸与PCでクラウドサービス等を利用しないでください。
- 貸与PCのマルウェア対策プログラムを無効化しないでください。また、同プログラムの定義ファイルが最新の状態を維持するよう努めてください。
- 承認されていないソフトウェアを貸与PCにインストールしないでください。
- 貸与PCのパスワードを共有しないでください。
- 貸与PCをセキュリティ対策の保証ができないネットワークに接続しないでください。また、無線LANは暗号化されているアクセスポイントを利用してください。
- 貸与PCや個人アカウントのパスワードを共有しないでください。
- 貸与PCから離れる際には、画面ロックをかけてください。
- 当グループの契約所管部門、情報システム部門等の依頼がない限り、当グループが管理するVM（「Virtual Machine」の略で、仮想環境に作成された個人のデスクトップ環境のことをいい、以下「トーマツVM」という。）の画面キャプチャ、写真・動画撮影をしないでください。

■ 技術的安全管理措置（当グループの顧客から貸与されたPCを利用する場合）

- 当グループの顧客の指示に従ってPCを利用してください。

■ 技術的安全管理措置（貴社等で所有するPCを利用して業務を行う場合）

- 貴社等所有PCを当グループの執務エリアに持ち込む場合、事前に情報システム部門の承認を得てください。
- 当グループの契約所管部門、情報システム部門等の承認なく、貴社等所有PCで当グループの業務に関するデータをクラウドサービス等で利用しないでください。
- 貴社等所有PCをセキュリティ対策の保証ができないネットワークに接続しないでください。また、無線LANは暗号化されているアクセスポイントを利用してください。
- 貴社等所有PCのログインアカウントのパスワードを共有しないでください。
- 貴社等所有PCから当グループのシステム環境にアクセスする場合、トーマツVMを経由してください。また、別に定めるシステム要件に準拠してください。
- 貴社等所有PCをゲストネットワーク以外のトーマツネットワーク（無線・有線LAN）に接続しないでください。
- 貴社等所有PCから離れる際には、原則としてトーマツVMを切断し、ブラウザを終了するか、PCに本人のみ解除可能なパスワード入力が必要となるように設定し、画面ロックをかけてください。
- 貴社等所有PCが不適切なアクセスを受けないように、一定時間（15分以内）経過後、パスワード付スクリーンセーバー等が起動するように設定してください。
- 貴社等所有PCからトーマツVMの利用方法を、本人以外の第三者に開示しないでください。
- 当グループの契約所管部門、情報システム部門等の依頼がない限り、トーマツVMの画面キャプチャ、写真・動画撮影をしないでください。
- 貴社等所有PCのブラウザにトーマツVMのIDおよびパスワードを保存しないでください。
- ソフトウェアライセンス契約に定められた条件の下で、適正にソフトウェアを利用してください。
- 貴社等所有PCのうち個人が所有するPCの場合は、利用時に必ずパスワード等による認証を実施してください。（パスワード文字数は10文字以上とし、英大文字、英小文字、数字及び使用可能な記号の4つの文字種のうち、3つ以上の文字種を含む。）
- 貴社等所有PCは重要な情報システム、PC等にマルウェア対策ソフトが導入され、パターンファイルが最新の状態を維持するよう設定してください。
- 組織の場合、ユーザが利用する貴社等所有PCに自由にソフトウェアをインストールできない設定をしてください。
- 貴社等所有PCは組織が定めたパスワードに関する条件を満たさないパスワードを利用できないよう設定してください。
- 貴社等所有PCは組織が許可していないHDD、SSD、リムーバブルメディア、その他の媒体が利用できないよう設定してください。
- 貴社等所有PCで利用する記憶媒体は暗号化してください。
- 貴社等所有PCのOSやソフトウェアは出来る限り最新のものを利用し、リリースされたセキュリティパッチは適切に適用してください。
- 貴社等所有PCのパスワードは適切な周期（少なくとも四半期に一度）で更新してください。

■ 物理的安全管理措置

- 当グループではセキュリティカードまたは写真付きIDカード（以下、「セキュリティカード等」といいます。）を発行し、入退室の管理を実施しています。
オフィスにより運用が異なる場合がありますが、執務エリアへの入退室時は、セキュリティカードをカードリーダーにかざして、原則1名ずつ入室してください。特に機密性の高い情報を扱うエリアでは、アンチパスバックシステムが導入されているため、入室時と退室時に都度カードリーダーにセキュリティカード等をかざしてください。
- セキュリティカード等の貸与を受けている場合、オフィス内では常にセキュリティカード等が見えるように携行してください。
- セキュリティカード等の貸与を受けていない来訪者が会議室や執務エリアに立ち入る際は、入館受付票への記入が必要となります。また、許可されたエリア以外に入室しないよう受付担当者や応対者がエスコートしてください。
- クリアデスク、クリアスクリーンを徹底し、情報の漏えい、紛失等に留意してください。
- 他人から端末を覗き見され、情報の漏えいが発生する可能性が高い状況で貸与PCやスマートフォンを利用しないでください。また、喫茶店や電車の中等、公衆の場で公開情報以外の情報（紙媒体）を閲覧しないでください。
- 貸与PC等や情報を保護するために設定するパスワードは、書きとめて貸与PC等とともに持ち歩かないでください。
- 情報機器の紛失・盗難・破損・汚損等の防止に留意し、施錠可能なキャビネット等に保管してください。
- セキュリティカード等や貸与PC等を含む当グループからの貸与品を、他人に譲渡、貸与又は共有しないでください。対象業務の従事者に変更があった場合には、直ちに当グループに貸与品を返却し、利用が必要な場合は当グループへ再度申請してください。

■ 情報セキュリティ インシデント発生時の対応

- 情報の漏えい、紛失、改ざんその他の情報セキュリティ インシデントが発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに当グループの担当者に報告してください（トーマツ緊急連絡窓口への通報は当グループの担当者が行います）。

■ Supplier Code of Conduct

Supplier Code of Conduct とは、当グループが誠実性（Integrity）を持った判断や行動をとれるよう定められた、行動指針です。Code of Conduct を真摯に受け入れ、疑問があれば周囲や然るべき部署に問いかけ、実践をしてください。一人ひとりが誠実性を伴った行動を取り続けることで、クライアント、社会、そしてデロイト トーマツの信頼の円環をつなぐことができます。詳細は、「[デロイト トーマツ グループ Supplier Code of Conduct](#)」をご確認ください。

業務上の不正やハラスメントなど、エシックスに反すると思われる行為を見聞きした場合、まずはあなたの上司や所属部署に相談することが重要です。しかし、それでも解決しない場合や、公平な観点で話し合う必要がある場合に、次に掲げる通報窓口があります。このような案件の多くは、白黒つけられるものではなく、グレーなものです。正しいことを正しい方法で実施するためには、一人で悩まず支援を求めてください。

■ **内部窓口**
Deloitte Speak Up*
ウェブ：<http://deloittespeakup.ethicspoint.com/>（Deloitte Speak Up 専用ウェブページ）
* Deloitte Speak Up は、不正行為の疑いやエシックスに関する疑問を 24 時間 365 日どこからでも連絡できる機密性の保たれたチャネルです。

■ **外部窓口**
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
Tel：03-6775-1058（直通電話）
Fax：03-6775-2058（直通ファックス）
メール：tohatsu.hotline@amt-law.com

上記については、DR Japan 上でも確認できます。
Home > Reputation Quality Risk Management > Ethics & Compliance > Deloitte Speak Up

■ インサイダー取引の防止

当グループの業務に従事する皆さんは、業務の過程において企業等の未公表の重要情報に他に先んじて触れる可能性があります。皆さんは「会社関係者」として金融商品取引法に定めるインサイダー取引規制の対象となりますので、万が一にもインサイダー取引の嫌疑をかけられることの無いよう各個人が特に高い意識をもって自己を律することが求められます。

- いかなる場合でもインサイダー取引又はその疑いを持たれるような取引や行為を一切行ってはなりません。
- 業務の過程で知り得た重要事実を他者へ伝達することは禁止されています。

以上

(別紙1/会社)

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 御中

(通知人住所)

(通知人氏名)

通知人は、貴社と業務委託契約を締結するにあたり、貴社が独立性にかかわる公認会計士法等の法令及び日本公認会計士協会が定める倫理規則等並びに各国の相当する法令、規則等を遵守するために必要な、頭書の日付時点における当社の株主（社員）等の状況について、下記のとおり通知します。

なお、貴社と締結した業務委託契約期間中に下記の情報に係る変更又は変更の可能性について、かかる事実を認識したときは可能な限り速やかに貴社に変更内容を通知します。

記

株主（社員）等の状況

	事業体又は個人の名称
1	
2	
3	
4	
5	

《記載方法》

以下の(1)～(4)に該当する事業体又は個人の名称を全て記載して下さい。

(1)20%以上の議決権を保有している株主（社員）

(2)(1)に該当する事業体が他の事業体によって支配されている場合は当該他の事業体

(3)最終支配事業体

(4)最終支配事業体が個人によって支配されている場合は当該個人

注)「支配」とは 50%を超えて所有されている場合をいいます。

以 上

(別紙2/会社以外の法人)

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 御中

(通知人住所)

(通知人氏名)

通知人は、貴社と業務委託契約を締結するにあたり、貴社が独立性にかかわる公認会計士法等の法令及び日本公認会計士協会が定める倫理規則等並びに各国の相当する法令、規則等を遵守するために必要な、頭書の日付時点における当法人（組合、会）の役員等の状況について、下記のとおり通知します。

なお、貴社と締結した業務委託契約の期間中に下記の情報に係る変更又は変更の可能性について、かかる事実を認識したときは可能な限り速やかに貴社に変更内容を通知します。

記

1. 役員等の状況

	個人の名称	役職	就任期間
1			
2			
3			
4			
5			

《記載方法》

「役員等」とは、役員、これに準ずるもの及び財務に関する事務の責任ある担当者をいいます。

役員等の人数が5名以下の場合は、全役員等について記載して下さい。

役員等の人数が6名以上の場合は、代表者1名について記載して下さい。

2. 当法人（組合、会）への出資状況

	事業体又は個人の名称	出資比率
1		
2		
3		
4		
5		

《記載方法》

以下の(1)～(4)に該当する事業体又は個人の名称を全て記載して下さい。

(1)乙（組合、会）に20%以上の出資がある事業体又は個人

(2)(1)に該当する事業体が他の事業体によって支配されている場合は当該他の事業体

(3)最終支配事業体

(4)最終支配事業体が個人によって支配されている場合は当該個人

注)「支配」とは50%を超えて所有されている場合をいいます。

以上

(別紙3/個人事業主)

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 御中

(通知人住所)

(通知人氏名)

通知人は、貴社と業務委託契約を締結するにあたり、法令等の遵守状況と貴社が有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク内のネットワーク・ファームとして独立性にかかわる公認会計士法等の法令及び日本公認会計士協会が定める倫理規則等並びに各国の相当する法令、規則等を遵守するために必要な、頭書の日付時点における私の役員等への就任状況等について、本書面により確認のうえ下記のとおり報告します。

なお、貴社と締結した業務委託契約の期間中に下記の情報に変更が生じる場合は、当該変更の効力が発生する少なくとも14日前までに、貴社に変更内容を通知することとし、貴社から下記の情報の変更の有無についての照会があった場合は、その照会に応じます。

記

I. 法令等の遵守状況

頭書の日付時点における法令等の違反の事実はありません。

II. 役員等への就任状況

(注:「役員等」とは、役員、これに準ずるもの及び財務に関する事務の責任ある担当者を指す)

	事業体名	役職	就任期間
1			
2			

III. 雇用関係にある事業体

(上記II.に記載したものを除き、雇用関係にある事業体についてご記入下さい)

	事業体名	役職	経営意思決定に 関与する (Yes or No)	雇用期間
1				
2				

IV. その他、業務上、対外的に所属を公表している事業体又は団体、組織

	事業体又は 団体、組織名	事業体又は団体、 組織の法的形態	事業体又は団体、 組織との関係の内容	対外公表 している肩書
1				
2				

V. 重要な影響力を有する実質株主である事業体

	事業体名	出資比率
1		
2		
3		

VI. デロイトトーマツグループの在籍経験

私はデロイトトーマツグループに在籍したことがあり、 退職時の職責はパートナーであった。	Yes ☐	No ☐
--	---------------------------------	--------------------------------

<デロイトトーマツグループの個人情報保護の取り組みについて>

デロイト トーマツ グループ各法人は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」または「法」といいます。）における個人情報取扱事業者として、個人情報保護の必要性および重要性を認識しております。デロイト トーマツ グループ各法人は、個人情報保護に関する基本方針を定め、すべての従業者に 周知徹底するとともに、当該方針を遵守し、個人情報保護を徹底いたします。

詳しくは、[プライバシーポリシー \(https://www2.deloitte.com/jp/ja/legal/privacy.html\)](https://www2.deloitte.com/jp/ja/legal/privacy.html) をご覧下さい。

以 上